社会福祉法人　阪南福祉事業会　定款

第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）児童養護施設の経営

岸和田学園（岸和田市三田町９１１）

あおぞら（岸和田市三田町６１４－１）

あんだんて(岸和田市三田町８１０－１）

（ロ）児童心理治療施設の経営

あゆみの丘（貝塚市三ヶ山１３８－２）

（２）第二種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

八木こども園（岸和田市今木町３９７-1）

山直南こども園（岸和田市山直中町１０１２－１）

槙塚こども園（堺市南区槙塚台３丁５）

さくらこども園（熊取町七山１丁目１４０３－１）

深井中央こども園（堺市中区深井水池町３７３－１）

第２八木こども園（岸和田市池尻町３３９番１０）

（ロ）児童家庭支援センターの経営

児童家庭支援センター岸和田（岸和田市三田町９１１）

（ハ）子育て短期支援事業の経営

（ニ）一時預かり事業の経営

（ホ）小規模保育事業の経営

八木こども園乳児室（岸和田市大町３６８）

（ヘ）病児保育事業の経営

（ト）児童自立生活援助事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人阪南福祉事業会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向

上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第四条　この法人の事務所を大阪府岸和田市三田町９１１番地に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）
第五条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（評議員の報酬等）
第八条　評議員に対して、各年度の総額が 70 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）
第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1） 理事及び監事の選任又は解任
（2） 理事及び監事の報酬等の額
（3） 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4） 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（5） 定款の変更
（6） 残余財産の処分
（7） 基本財産の処分
（8） 社会福祉充実計画の承認
（9） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1） 監事の解任
（2） 定款の変更
（3） その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　６名

（２）監事　　２名

２　理事のうち一名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会におい

て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第二五条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)岸和田市今木町 397 番 1(638.58 ㎡)

岸和田市今木町 398 番（628.09 ㎡）
岸和田市今木町 450 番（62.80 ㎡）
岸和田市今木町 385 番 1(879.49 ㎡)
所在の八木こども園敷地(計 2,208.96 ㎡)
(2)岸和田市山直中町 1012 番 1(866.11 ㎡)
岸和田市山直中町 1004 番 1(828.90 ㎡)
岸和田市山直中町 1439 番(9.91 ㎡)
所在の山直南こども園敷地(計 1,704.92 ㎡)
(3)堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 2(417.81 ㎡)
堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 5(417.60 ㎡)
堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 6(418.44 ㎡)
堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 7(418.05 ㎡)
堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 8(419.14 ㎡)
堺市南区槇塚台 3 丁 5 番 9(419.01 ㎡)
所在の槙塚こども園敷地(計 2,510.05 ㎡)
(4)貝塚市三ヶ山 138 番 2(15,572.62 ㎡)
貝塚市三ヶ山 391 番 3(80.00 ㎡)
貝塚市三ヶ山 392 番 2(263.42 ㎡)
所在のあゆみの丘敷地(計 15,916.04 ㎡)
(5)岸和田市三田町 614 番 1(2063.05 ㎡)
所在のあおぞら敷地(計 2063.05 ㎡)
(6)岸和田市三田町 719 番(285.81 ㎡)
所在のあおぞら地域小規模児童養護施設敷地(計 285.81 ㎡)
(7)岸和田市神須屋町 510 番地 92（173.24 ㎡）
所在のあんだんて地域小規模児童養護施設敷地(計 173.24 ㎡)
(8)岸和田市真上町 258 番 1(466.00 ㎡)
岸和田市真上町 258 番 2(489.00 ㎡)
岸和田市真上町 259 番 1(374.20 ㎡)
岸和田市真上町 259 番 3(26.44 ㎡)
所在のあんだんて地域小規模児童養護施設敷地(計 1,355.64 ㎡)
(9)岸和田市三田町 1739 番 1(17.17 ㎡)
岸和田市三田町 1739 番 5(100.08 ㎡)
岸和田市三田町 1739 番 6(86.45 ㎡)
所在のあおぞら地域小規模児童養護施設敷地(計 203.7 ㎡)
(10)岸和田市三田町 810 番 1(831.67 ㎡)
岸和田市三田町 810 番 8(4.47 ㎡)
所在のあんだんて敷地(計 836.14 ㎡)
(11)岸和田市三田町 895 番 2(242.57 ㎡)
岸和田市三田町 896 番 2(224.79 ㎡)
岸和田市三田町 897 番(657.85 ㎡)

岸和田市三田町 898 番(568.59 ㎡)
岸和田市三田町 908 番(1064.46 ㎡)
岸和田市三田町 909 番(1067.76 ㎡)
所在の岸和田学園敷地（計 3826.02 ㎡）

(12)岸和田市三田町 910 番(1203.30 ㎡)
岸和田市三田町 911 番(641.32 ㎡)
所在の児童家庭支援センター岸和田敷地(計 1844.62 ㎡)

(13)岸和田市池尻町３３９番 10（2136.49 ㎡）
岸和田市池尻町３３９番 11(328 ㎡)
岸和田市池尻町３３９番 27(0.03 ㎡) 所在の第２八木こども園敷地（計 2464.52 ㎡）

(14)岸和田市今木町 385 番地 1、398 番地、399 番地 1、450 番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造スレート葺２階建八木こども園園舎（921.02 ㎡）
岸和田市今木町 385 番地 1、398 番地、399 番地 1、450 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建八木こども園倉庫（109.20 ㎡）
計２棟（1030.22 ㎡）

(15)岸和田市山直中町 1004 番地 1、1012 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺２階建山直南こども園園舎１棟（1111.58 ㎡）

(16)堺市南区槇塚台 3 丁 5 番地 5、5 番地 2、5 番地 6、5 番地 7、5 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺２階建槙塚こども園園舎１棟（1150.67 ㎡）

(17)貝塚市三ヶ山 138 番地 2、392 番地の 2　所在の鉄筋コンクリート造スレート葺地下１階付２階建あゆみの丘本館（2728.79 ㎡）
貝塚市三ヶ山 138 番地 2、392 番地の 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺３階建あゆみの丘車庫・寄宿舎（340.26 ㎡）
貝塚市三ヶ山 138 番地 2、392 番地の 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建あゆみの丘機械室（汚水処理室）（97.59 ㎡）
貝塚市三ヶ山 138 番地 2、392 番地の 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建あゆみの丘機械室（受水槽棟）（41.00 ㎡）
貝塚市三ヶ山 138 番地 2、392 番地の 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建あゆみの丘物置（24.10 ㎡）
計５棟（3231.74 ㎡）

(18)岸和田市三田町 614 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建あおぞら園舎
１棟（1906.61 ㎡）

(19)岸和田市三田町 719 番地所在の木造瓦葺２階建あおぞら地域小規模児童養護施設園舎
１棟（152.55 ㎡）

(20)岸和田市神須屋町 510 番地 92 所在の木造スレート葺２階建あんだんて地域小規模児童養護施設園舎１棟（107.64 ㎡）

(21)堺市中区深井水池町 373 番地 1 所在の鉄骨造瓦葺２階建深井中央こども園園舎
１棟（966.01 ㎡）

(22)岸和田市真上町 259 番地 1、258 番地 1、258 番地 2 所在の木造瓦葺２階建あんだんて地域小規模児童養護施設１棟（306.38 ㎡）

岸和田市真上町 259 番地 1、258 番地 1、258 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建あんだんて地域小規模児童養護施設車庫（63.86 ㎡）
計２棟(370.24 ㎡)

(23) 泉南郡熊取町七山一丁目 1400 番地、605 番地 2、605 番地 4、1401 番地 1、1401 番地 2、1402 番地、1404 番地 1、1404 番地 2、1406 番地 1、1400 番地先所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建さくらこども園園舎(1122.09 ㎡)
泉南郡熊取町七山一丁目 1400 番地、605 番地 2、605 番地 4、1401 番地 1、1401 番地 2、1402 番地、1404 番地 1、1404 番地 2、1406 番地 1、1400 番地先所在のコンクリートブロック造スレートぶき平家建さくらこども園便所・倉庫(7.41 ㎡)
計２棟(1129.50 ㎡)

(24)岸和田市三田町 1739 番地 5、1739 番地 6 所在の木造瓦葺 2 階建あおぞら地域小規模児童養護施設園舎 1 棟(125.93 ㎡)

(25)岸和田市三田町 810 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建あんだんて園舎
1 棟(771.41 ㎡)
岸和田市三田町 810 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建あんだんて倉庫(28.25 ㎡)
計 2 棟(799.66 ㎡)

(26) 岸和田市三田町 898 番地、897 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建岸和田学園園舎
1 棟（651.81 ㎡）
岸和田市三田町 896 番地 2、897 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建岸和田学園園舎
1 棟（345.74 ㎡）
岸和田市三田町 908 番地所在の木造ルーフィングぶき２階建 1 棟（286.68 ㎡）
計３棟（1284.23 ㎡）

(27)岸和田市三田町 910 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建児童家庭支援センター
1 棟（372.30 ㎡）

(28) 岸和田市三田町 910 番地、911 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建ナーサリースクールあおば内病児保育事業（49.55 ㎡）

(29) 岸和田市池尻町３３９番地 10 所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき２階建第２八木こども園舎
（1294.75 ㎡）
鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建物置　　（13.54 ㎡）
計２棟（1308.29 ㎡）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業及び第三七条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事

の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を大阪府知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく大阪府知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

（3） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（4） 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第三三条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。
（臨機の措置）
第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）
第三六条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の事業を行う。
（1） 企業主導型保育事業の経営
（2） 診療所の経営
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第八章　収益を目的とする事業

（種別）
第三七条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。
（1）不動産賃貸業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）
第三八条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は、公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章　解散

（解散）
第三九条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四〇条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章　定款の変更

（定款の変更）

第四一条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第十一章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四二条　この法人の公告は、社会福祉法人阪南福祉事業会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四三条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　　事　永野　勇吉
理　　事　永野　孝
理　　事　河合　藤五郎
理　　事　森吉　文子
監　　事　大井　茂

附　則

この定款は令和８年３月１１日より施行する。